

(1) 募集型企画旅行契約の部別表第一 取消料

別表第一 取消料（第十六条第一項関係）

一 国内旅行に係る取消料

区 分	取消料
(一) 次項から第四項以外の募集型企画旅行契約	
(略)	(略)
(二) 航空会社がウェブサイト等により広く消費者向けに販売する航空券と同一の取引条件による航空券を利用する募集型企画旅行契約であって、契約書面において、当該航空券が利用されること、航空会社の名称、並びに当該航空券に関して航空会社が定める取消手数料、違約料、払戻手数料その他の航空運送契約の解除に要する費用（以下、総称して「航空券取消料等」といいます。）の条件（以下「航空券取消条件」といいます。）及び金額を明示したもの	
イ 旅行契約締結後に解除する場合（口からへに掲げる場合を除く。）	旅行契約を解除した時点において航空券取消条件を適用した場合の航空券取消料等の額（以下「旅行契約解除時の航空券取消料等」といいます。）以内
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日目（日帰り旅行にあっては十日目）に当たる日以降に解除する場合（ハからへまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内
ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって七日目に当たる日以降に解除する場合（ニからへまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の30%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内
ニ 旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の40%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内
ホ 旅行開始当日に解除する場合（へに掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内
へ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
(三) 航空会社が設定する航空券（募集型企画旅行のために旅行の目的地における宿泊費その他の費用を合算した旅行代金の額のみを表示することができ、運賃・料金を単独では表示することができない航空券（1名から利用できる「個人包括旅行運賃」に限る。））を利用する募集型企画旅行契約であって、契約書面において、当該航空券が利用されること、航空会社の名称、並びに当該航空券に関して航空会社が定める航空券取消料等の条件（以下「航空券取消条件」といい、当該航空会社のウェブサイト等でご確認いただけます。）及び金額を明示したもの	

イ 旅行契約締結後に解除する場合（ロからへに掲げる場合を除く。）	旅行契約解除時の航空券取消料等の額以内
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日目に当たる日以降に解除する場合（ハからへまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内
ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって七日目に当たる日以降に解除する場合（ニからへまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の30%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内
ニ 旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の40%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内
ホ 旅行開始当日に解除する場合（へに掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内
へ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
(四) 貸切船舶を利用する募集型企画旅行契約	(略)
備考 (一) (略)	
(二) (略)	
(三) 第二項及び第三項の場合において、当該航空券に関して、当社が航空会社に対して支払うべき航空券取消料等が生じなかったときは、旅行契約解除時の航空券取消料等の額は無料として取り扱い、航空会社により航空券取消料等が減額されたときは、当該減額後の航空券取消料等の額を旅行契約解除時の航空券取消料等の額として取り扱います。	

二 海外旅行に係る取消料

区 分	取消料
(一) 本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する募集型企画旅行契約並びに本邦外を出発地及び到着地とする募集型企画旅行契約（次項から第四項に掲げる旅行契約を除く。）	
(略)	(略)
(二) 本邦出国時又は帰国時に、航空会社がウェブサイト等により広く消費者向けに販売する航空券と同一の取引条件による航空券を利用する募集型企画旅行契約であって、契約書面において、当該航空券が利用されること、航空会社の名称並びに航空券取消条件及び航空券取消料等の金額を明示したもの（次項及び第四項に掲げる旅行契約を除く。）	
イ 旅行契約締結後に解除する場合（ロからホに掲げる場合を除く。）	旅行契約解除時の航空券取消料等の額以内
ロ 旅行開始日がピーク時の旅行である場合であっ	旅行代金の10%又は

<p>て、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって四十日目に当たる日以降に解除するとき（ハからホまでに掲げる場合を除く。）</p> <p>ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三十日目に当たる日以降に解除する場合（ニ及びホに掲げる場合を除く。）</p> <p>ニ 旅行開始日の前々日以降に解除する場合ホに掲げる場合を除く。）</p> <p>ホ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合</p>	<p>旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内</p> <p>旅行代金の20%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内</p> <p>旅行代金の50%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内</p> <p>旅行代金の100%以内</p>
<p>(三) 貸切航空機を利用する募集型企画旅行契約</p>	
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(四) 旅行日程中に3泊以上のクルーズ日程を含む募集型企画旅行契約（次項に掲げる旅行契約を除く。）</p>	
<p>イ 日程に含まれるクルーズに係る取消料規定の取消料收受期間の起算日であるクルーズ開始日を旅行開始日と読み替えた期間内に解除する場合（ロに掲げる場合を除く）</p> <p>ロ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合</p>	<p>①クルーズ中の泊数が当該募集型企画旅行の日程中の宿泊数（航空機内のものを除く。②において同じ。）の50%以上のもの 当該期間に対応するクルーズの取消料收受期間の区分に適用される取消料率の2分の1に相当する率以内</p> <p>②クルーズ中の泊数が当該募集型企画旅行の日程中の宿泊数の50%未満のもの 当該期間に対応するクルーズの取消料收受期間の区分に適用される取消料率の4分の1に相当する率以内</p> <p>旅行代金の100%以内</p>
<p>(五) 本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する募集型企画旅行契約</p>	
<p>注 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>備考 (一) (略)</p>	

(二) (略)

(三) 第二項の場合において、当該航空券に関して、当社が航空会社に対して支払うべき航空券取消料等が生じなかったときは、旅行契約解除時の航空券取消料等の額は無料として取り扱い、航空会社により航空券取消料等が減額されたときは、当該減額後の航空券取消料等の額を旅行契約解除時の航空券取消料等の額として取り扱います。

(2) 募集型企画旅行契約の部別表第二 変更補償金

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率 (%)	
	旅行開始前	旅行開始後
第一号から第六号まで (略)	(略)	(略)
七 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更 (当社が宿泊機関の等級を定めている場合であつて、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	(略)	(略)
第八号及び第九号 (略)	(略)	(略)
注一から注四まで (略)		
注五 第七号の宿泊機関の等級は、旅行契約締結の時点で契約書面に記載しているリスト又は当社の営業所若しくは当社のウェブページで閲覧に供しているリストによります。		
注六 (略)		
注七 (略)		

(3) 受注型企画旅行契約の部第十六条第一項

第四章 契約の解除

(旅行者の解除権)

第十六条 旅行者は、いつでも別表第一に定める取消料を当社に支払って受注型企画旅行契約を解除することができます。ただし、当社が、運送・宿泊機関等が定める取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等との間の旅行サービスに係る契約の解除に要する費用（以下、総称して「運送・宿泊機関取消料等」という。）の金額を、第五条第一項の企画書面において証憑書類を添付して明示したときは、旅行者が旅行開始前に受注型企画旅行契約を解除した場合の取消料については、別表第一に定める取消料の金額にかかわらず、当社が運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない運送・宿泊機関取消料等の合計額以内の金額とします。通信契約を解除する場合にあっては、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして、本項に規定する取消料の支払いを受けます。

(4) 受注型企画旅行契約の部別表第一 取消料

別表第一 取消料 (第十六条第一項関係)

一 国内旅行に係る取消料 (略)

二 海外旅行に係る取消料

区 分	取消料
(一) 本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する受注型企画旅行契約並びに本邦外を出発地及び到着地とする受注型企画旅行契約 (次項及び第三項に掲げる旅行契約を除く。)	
(略)	(略)
(二) 貸切航空機を利用する受注型企画旅行契約	
(略)	(略)
(三) 旅行日程中に3泊以上のクルーズ日程を含む受注型企画旅行契約 (次項に掲げる旅行契約を除く。)	
<p>イ <u>ロからハマでに掲げる場合以外の場合 (当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。)</u></p> <p>ロ <u>日程に含まれるクルーズに係る取消料規定の取消料収受期間の起算日であるクルーズ開始日を旅行開始日と読み替えた期間内に解除する場合 (ハに掲げる場合を除く)</u></p>	<p>企画料金に相当する金額</p> <p>①クルーズ中の泊数が当該受注型企画旅行の日程中の宿泊数 (航空機内のものを除く。②において同じ。) の50%以上のもの 当該期間に対応するクルーズの取消料収受期間の区分に適用される取消料率の2分の1に相当する率以内</p> <p>②クルーズ中の泊数が当該受注型企画旅行の日程中の宿泊数の50%未満のもの 当該期間に対応するクルーズの取消料収受期間の区分に適用される取消料率の4分の1に相当する率以内 旅行代金の100%以内</p>
ハ. <u>旅行開始後の解除または無連絡不参加の場合</u>	
(四) <u>本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する受注型企画旅行契約</u>	(略)
備考 (略)	

(5) 受注型企画旅行契約の部別表第二 変更補償金

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率 (%)	
	旅行開始前	旅行開始後
第一号から第六号まで (略)	(略)	(略)
七 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更 (当社が宿泊機関の等級を定めている場合であつて、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	(略)	(略)
第八号 (略)	(略)	(略)
注一から注四まで (略)		
注五 第七号の宿泊機関の等級は、旅行契約締結の時点で契約書面に記載しているリスト又は当社の営業所若しくは当社のウェブページで閲覧に供しているリストによります。		
注六 (略)		

2. 上記1. 以外は標準旅行業約款と同一の内容である。

以 上

## 現行の旅行業約款との対照表

## (1) 募集型企画旅行契約の部別表第一 取消料（第十六条第一項関係）

認可を希望する旅行業約款（案）		現行の旅行業約款（標準旅行業約款と同一内容）	
募集型企画旅行契約の部 別表第一 取消料（第十六条第一項関係） 一 国内旅行に係る取消料		募集型企画旅行契約の部 別表第一 取消料（第十六条第一項関係） 一 国内旅行に係る取消料	
区 分	取消料	区 分	取消料
（一）次項から第四項以外の募集型企画旅行契約		（一）次項以外の募集型企画旅行契約	
イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日目（日帰り旅行にあっては十日目）に当たる日以降に解除する場合（口からホまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%以内	イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日目（日帰り旅行にあっては十日目）に当たる日以降に解除する場合（口からホまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%以内
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって七日目に当たる日以降に解除する場合（ハからホまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の30%以内	ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって七日目に当たる日以降に解除する場合（ハからホまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の30%以内
ハ 旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の40%以内	ハ 旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の40%以内
ニ 旅行開始当日に解除する場合（ホに掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%以内	ニ 旅行開始当日に解除する場合（ホに掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%以内
ホ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内	ホ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
（二）航空会社がウェブサイト等により広く消費者向けに販売する航空券と同一の取引条件による航空券を利用する募集型企画旅行契約であって、契約書面において、当該航空券が利用されること、航空会社の名称、並びに当該航空券に関して航空会社が定める取消手数料、違約料、払戻手数料その他の航空運送契約の解除に要する費用（以下、総称して「航空券取消料等」といいます。）の条件（以下「航空券取消条件」といいます。）及び金額を明示したものの			
イ 旅行契約締結後に解除する場合（口からへに掲げる場合を除く。）	旅行契約を解除した時点において航空券取消条件を適用した場合の航空券取消		

<p>ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日目（日帰り旅行にあっては十日目）に当たる日以降に解除する場合（ハからヘまでに掲げる場合を除く。）</p>	<p>料等の額 （以下「旅行契約解除時の航空券取消料等」といいます。）以内 旅行代金の20%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内</p>		
<p>ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって七日目に当たる日以降に解除する場合（ニからヘまでに掲げる場合を除く。）</p>	<p>旅行代金の30%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内</p>		
<p>ニ 旅行開始日の前日に解除する場合</p>	<p>旅行代金の40%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内</p>		
<p>ホ 旅行開始当日に解除する場合（ヘに掲げる場合を除く。）</p>	<p>旅行代金の50%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内</p>		
<p>ヘ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合</p>	<p>旅行代金の100%以内</p>		
<p>（三）航空会社が設定する航空券（募集型企画旅行のために旅行の目的地における宿泊費その他の費用を合算した旅行代金の額のみを表示することができ、運賃・料金を単独では表示することができない航空券（1名から利用できる「個人包括旅行運賃」に限る。））を利用する募集型企画旅行契約であつて、契約書面において、当該航空券が利用されること、航空会社の名称、並びに当該航空券に関して航空会社が定める航空券取消料等の条件（以下「航空券取消条件」といい、当該航空会社</p>			

<p>のウェブサイト等でご確認いただけます。)及び金額を明示したものを</p>		
<p>イ 旅行契約締結後に解除する場合(口からへに掲げる場合を除く。)</p>	<p>旅行契約解除時の航空券取消料等の額以内</p>	
<p>ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日に当たる日以降に解除する場合(ハからへまでに掲げる場合を除く。)</p>	<p>旅行代金の20%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内</p>	
<p>ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって七日に当たる日以降に解除する場合(ニからへまでに掲げる場合を除く。)</p>	<p>旅行代金の30%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内</p>	
<p>ニ 旅行開始日の前日に解除する場合</p>	<p>旅行代金の40%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内</p>	
<p>ホ 旅行開始当日に解除する場合(へに掲げる場合を除く。)</p>	<p>旅行代金の50%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内</p>	
<p>ヘ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合</p>	<p>旅行代金の100%以内</p>	
<p>(四) 貸切船舶を利用する募集型企画旅行契約</p>	<p>当該船舶に係る取消料の規定によります。</p>	<p>(二) 貸切船舶を利用する募集型企画旅行契約</p> <p>当該船舶に係る取消料の規定によります。</p>
<p>備考 (一) 取消料の金額は、契約書面に明示します。  (二) 本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第二条第三項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。  (三) 第二項及び第三項の場合におい</p>		<p>備考 (一) 取消料の金額は、契約書面に明示します。  (二) 本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第二条第三項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。</p>

て、当該航空券に関して、当社が航空会社に対して支払うべき航空券取消料等が生じなかったときは、旅行契約解除時の航空券取消料等の額は無料として取り扱い、航空会社により航空券取消料等が減額されたときは、当該減額後の航空券取消料等の額を旅行契約解除時の航空券取消料等の額として取り扱います。

二 海外旅行に係る取消料

区 分	取消料
(一) 本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する募集型企画旅行契約並びに本邦外を出発地及び到着地とする募集型企画旅行契約（次項から第四項に掲げる旅行契約を除く。）	
イ 旅行開始日がピーク時の旅行である場合であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって四十日目に当たる日以降に解除するとき（ロからニまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の10%以内
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三十日目に当たる日以降に解除する場合（ハ及びニに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%以内
ハ 旅行開始日の前々日以降に解除する場合（ニに掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%以内
ニ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
(二) 本邦出国時又は帰国時に、航空会社がウェブサイト等により広く消費者向けに販売する航空券と同一の取引条件による航空券を利用する募集型企画旅行契約であって、契約書面において、当該航空券が利用されること、航空会社の名称並びに航空券取消条件及び航空券取消料等の金額を明示したもの（次項及び第四項に掲げる旅行契約を除く。）	
イ 旅行契約締結後に解除する場合（ロからホに掲げる場合を除く。）	旅行契約解除時の航空券取消料等

二 海外旅行に係る取消料

区 分	取消料
(一) 本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する募集型企画旅行契約（次項に掲げる旅行契約を除く。）	
イ 旅行開始日がピーク時の旅行である場合であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって四十日目に当たる日以降に解除するとき（ロからニまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の10%以内
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三十日目に当たる日以降に解除する場合（ハ及びニに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%以内
ハ 旅行開始日の前々日以降に解除する場合（ニに掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%以内
ニ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内

<p>ロ 旅行開始日がピーク時の旅行である場合であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって四十日目に当たる日以降に解除するとき（ハからホまでに掲げる場合を除く。）</p>	<p>の額以内 旅行代金の10%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内</p>		
<p>ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三十日目に当たる日以降に解除する場合（ニ及びホに掲げる場合を除く。）</p>	<p>旅行代金の20%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内</p>		
<p>ニ 旅行開始日の前々日以降に解除する場合（ホに掲げる場合を除く。）</p>	<p>旅行代金の50%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内</p>		
<p>ホ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合</p>	<p>旅行代金の100%以内</p>		
<p>（三）貸切航空機を利用する募集型企画旅行契約</p>		<p>（二）貸切航空機を利用する募集型企画旅行契約</p>	
<p>イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって九十日目に当たる日以降に解除する場合（ロからニまでに掲げる場合を除く。）</p>	<p>旅行代金の20%以内</p>	<p>イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって九十日目に当たる日以降に解除する場合（ロからニまでに掲げる場合を除く。）</p>	<p>旅行代金の20%以内</p>
<p>ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三十日目に当たる日以降に解除する場合（ハ及びニに掲げる場合を除く。）</p>	<p>旅行代金の50%以内</p>	<p>ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三十日目に当たる日以降に解除する場合（ハ及びニに掲げる場合を除く。）</p>	<p>旅行代金の50%以内</p>
<p>ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日目に当たる日以降に解除する場合（ニに掲げる場合を除く。）</p>	<p>旅行代金の80%以内</p>	<p>ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日目に当たる日以降に解除する場合（ニに掲げる場合を除く。）</p>	<p>旅行代金の80%以内</p>
<p>ニ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三日目に当たる日以降の解除又は無連絡不参加の場合</p>	<p>旅行代金の100%以内</p>	<p>ニ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三日目に当たる日以降の解除又は無連絡不参加の場合</p>	<p>旅行代金の100%以内</p>
<p>（四）旅行日程中に3泊以上のクルーズ日程を含む募集型企画旅行契約（次項に掲げる旅行契約を除く。）</p>			
<p>イ 日程に含まれるクルーズに係る取消料規定の取消料</p>	<p>①クルーズ中の泊数</p>		

收受期間の起算日であるクルーズ開始日を旅行開始日と読み替えた期間内に解除する場合（口に掲げる場合を除く）

が当該募集型企画旅行の日程中の宿泊数（航空機内のものを除く。②において同じ。）の50%以上のもの

当該期間に対応するクルーズの取消料收受期間の区分に適用される取消料率の2分の1に相当する率以内

②クルーズ中の泊数が当該募集型企画旅行の日程中の宿泊数の50%未満のもの

当該期間に対応するクルーズの取消料收受期間の区分に適用される取消料率の4分の1に相当する率以内

口 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合

旅行代金の100%以内

（五）本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する募集型企画旅行契約

当該船舶に係る取消料の規定によります。

注 「ピーク時」とは、十二月二十日から一月七日まで、四月二十七日から五月六

（三）本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する募集型企画旅行契約

当該船舶に係る取消料の規定によります。

注 「ピーク時」とは、十二月二十日から一月七日まで、四月二十七日から五月六

日まで及び七月二十日から八月三十一日までをいいます。

備考（一）取消料の金額は、契約書面に明示します。

（二）本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第二条第三項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。

（三）第二項の場合において、当該航空券に関して、当社が航空会社に対して支払うべき航空券取消料等が生じなかったときは、旅行契約解除時の航空券取消料等の額は無料として取り扱い、航空会社により航空券取消料等が減額されたときは、当該減額後の航空券取消料等の額を旅行契約解除時の航空券取消料等の額として取り扱います。

日まで及び七月二十日から八月三十一日までをいいます。

備考（一）取消料の金額は、契約書面に明示します。

（二）本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第二条第三項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。

(2) 募集型企画旅行契約の部別表第二 変更補償金（第二十九条第一項関係）

認可を希望する旅行業約款（案）			現行の旅行業約款（標準旅行業約款と同一内容）		
別表第二 変更補償金（第二十九条第一項関係）			別表第二 変更補償金（第二十九条第一項関係）		
変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率（％）		変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率（％）	
	旅行開始前	旅行開始後		旅行開始前	旅行開始後
一 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0	一 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
二 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0	二 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
三 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りま	1.0	2.0	三 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りま	1.0	2.0
四 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0	四 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
五 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0	五 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0

六 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0	六 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
七 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更 (当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	1.0	2.0	七 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
八 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0	八 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
九 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0	九 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0
<p>注一 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。</p> <p>注二 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。</p> <p>注三 第三号又は第四号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。</p>			<p>注一 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。</p> <p>注二 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。</p> <p>注三 第三号又は第四号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。</p>		

注四 第四号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注五 第七号の宿泊機関の等級は、旅行契約締結の時点で契約書面に記載しているリスト又は当社の営業所若しくは当社のウェブページで閲覧に供しているリストによります。

注六 第四号又は第七号若しくは第八号に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取り扱います。

注七 第九号に掲げる変更については、第一号から第八号までの率を適用せず、第九号によります。

注四 第四号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注五 第四号又は第七号若しくは第八号に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取り扱います。

注六 第九号に掲げる変更については、第一号から第八号までの率を適用せず、第九号によります。

(3) 受注型企画旅行契約の部第十六条第一項

認可を希望する旅行業約款（案）	現行の旅行業約款（標準旅行業約款と同一内容）
<p>（旅行者の解除権）</p> <p>第十六条 旅行者は、いつでも別表第一に定める取消料を当社に支払って受注型企画旅行契約を解除することができます。<u>ただし、当社が、運送・宿泊機関等が定める取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等との間の旅行サービスに係る契約の解除に要する費用（以下、総称して「運送・宿泊機関取消料等」という。）の金額を、第五条第一項の企画書面において証憑書類を添付して明示したときは、旅行者が旅行開始前に受注型企画旅行契約を解除した場合の取消料については、別表第一に定める取消料の金額にかかわらず、当社が運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない運送・宿泊機関取消料等の合計額以内の金額とします。通信契約を解除する場合にあっては、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして、本項に規定する取消料の支払いを受けます。</u></p>	<p>（旅行者の解除権）</p> <p>第十六条 旅行者は、いつでも別表第一に定める取消料を当社に支払って受注型企画旅行契約を解除することができます。通信契約を解除する場合にあっては、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして取消料の支払を受けます。</p>

(4) 受注型企画旅行契約の部別表第一 取消料

認可を希望する旅行業約款（案）	現行の旅行業約款（標準旅行業約款と同一内容）																																												
<p>取消料（第十六条第一項関係）</p> <p>一 国内旅行に係る取消料（略）</p> <p>二 海外旅行に係る取消料</p>	<p>取消料（第十六条第一項関係）</p> <p>一 国内旅行に係る取消料（略）</p> <p>二 海外旅行に係る取消料</p>																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="161 412 523 450">区 分</th> <th data-bbox="523 412 794 450">取消料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="161 456 523 622">(一) 本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する受注型企画旅行契約並びに本邦外を出発地及び到着地とする受注型企画旅行契約（次項及び第三項に掲げる旅行契約を除く。）</td> <td data-bbox="523 456 794 622"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="161 629 523 795">イ ロからニまでに掲げる場合以外の場合（当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。）</td> <td data-bbox="523 629 794 795">企画料金の相当する金額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="161 801 523 1003">ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三十日目に当たる日以降に解除する場合（ハ及びニに掲げる場合を除く。）</td> <td data-bbox="523 801 794 1003">旅行代金の20%以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="161 1010 523 1137">ハ 旅行開始日の前々日以降に解除する場合（ニに掲げる場合を除く。）</td> <td data-bbox="523 1010 794 1137">旅行代金の50%以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="161 1144 523 1211">ニ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合</td> <td data-bbox="523 1144 794 1211">旅行代金の100%以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="161 1218 523 1285">(二) 貸切航空機を利用する募集型企画旅行契約</td> <td data-bbox="523 1218 794 1285"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="161 1292 523 1458">イ ロからホまでに掲げる場合以外の場合（当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。）</td> <td data-bbox="523 1292 794 1458">企画料金の相当する金額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="161 1464 523 1666">ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって九十日目に当たる日以降に解除する場合（ハからホまでに掲げる場合を除く。）</td> <td data-bbox="523 1464 794 1666">旅行代金の20%以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="161 1673 523 1874">ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三十日目に当たる日以降に解除する場合（ニ及びホに掲げる場合を除く。）</td> <td data-bbox="523 1673 794 1874">旅行代金の50%以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="161 1881 523 2036">ニ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日目に当たる日以降に解除する場合</td> <td data-bbox="523 1881 794 2036">旅行代金の80%以内</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	取消料	(一) 本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する受注型企画旅行契約並びに本邦外を出発地及び到着地とする受注型企画旅行契約（次項及び第三項に掲げる旅行契約を除く。）		イ ロからニまでに掲げる場合以外の場合（当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。）	企画料金の相当する金額	ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三十日目に当たる日以降に解除する場合（ハ及びニに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%以内	ハ 旅行開始日の前々日以降に解除する場合（ニに掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%以内	ニ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内	(二) 貸切航空機を利用する募集型企画旅行契約		イ ロからホまでに掲げる場合以外の場合（当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。）	企画料金の相当する金額	ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって九十日目に当たる日以降に解除する場合（ハからホまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%以内	ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三十日目に当たる日以降に解除する場合（ニ及びホに掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%以内	ニ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日目に当たる日以降に解除する場合	旅行代金の80%以内	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="799 412 1177 450">区 分</th> <th data-bbox="1177 412 1434 450">取消料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="799 456 1177 622">(一) 本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する受注型企画旅行契約（次項に掲げる旅行契約を除く。）</td> <td data-bbox="1177 456 1434 622"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="799 629 1177 795">イ ロからニまでに掲げる場合以外の場合（当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。）</td> <td data-bbox="1177 629 1434 795">企画料金の相当する金額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="799 801 1177 1003">ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三十日目に当たる日以降に解除する場合（ハ及びニに掲げる場合を除く。）</td> <td data-bbox="1177 801 1434 1003">旅行代金の20%以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="799 1010 1177 1137">ハ 旅行開始日の前々日以降に解除する場合（ニに掲げる場合を除く。）</td> <td data-bbox="1177 1010 1434 1137">旅行代金の50%以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="799 1144 1177 1211">ニ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合</td> <td data-bbox="1177 1144 1434 1211">旅行代金の100%以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="799 1218 1177 1285">(二) 貸切航空機を利用する募集型企画旅行契約</td> <td data-bbox="1177 1218 1434 1285"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="799 1292 1177 1458">イ ロからホまでに掲げる場合以外の場合（当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。）</td> <td data-bbox="1177 1292 1434 1458">企画料金の相当する金額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="799 1464 1177 1666">ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって九十日目に当たる日以降に解除する場合（ハからホまでに掲げる場合を除く。）</td> <td data-bbox="1177 1464 1434 1666">旅行代金の20%以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="799 1673 1177 1874">ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三十日目に当たる日以降に解除する場合（ニ及びホに掲げる場合を除く。）</td> <td data-bbox="1177 1673 1434 1874">旅行代金の50%以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="799 1881 1177 2036">ニ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日目に当たる日以降に解除する場合</td> <td data-bbox="1177 1881 1434 2036">旅行代金の80%以内</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	取消料	(一) 本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する受注型企画旅行契約（次項に掲げる旅行契約を除く。）		イ ロからニまでに掲げる場合以外の場合（当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。）	企画料金の相当する金額	ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三十日目に当たる日以降に解除する場合（ハ及びニに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%以内	ハ 旅行開始日の前々日以降に解除する場合（ニに掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%以内	ニ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内	(二) 貸切航空機を利用する募集型企画旅行契約		イ ロからホまでに掲げる場合以外の場合（当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。）	企画料金の相当する金額	ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって九十日目に当たる日以降に解除する場合（ハからホまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%以内	ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三十日目に当たる日以降に解除する場合（ニ及びホに掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%以内	ニ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日目に当たる日以降に解除する場合	旅行代金の80%以内
区 分	取消料																																												
(一) 本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する受注型企画旅行契約並びに本邦外を出発地及び到着地とする受注型企画旅行契約（次項及び第三項に掲げる旅行契約を除く。）																																													
イ ロからニまでに掲げる場合以外の場合（当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。）	企画料金の相当する金額																																												
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三十日目に当たる日以降に解除する場合（ハ及びニに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%以内																																												
ハ 旅行開始日の前々日以降に解除する場合（ニに掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%以内																																												
ニ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内																																												
(二) 貸切航空機を利用する募集型企画旅行契約																																													
イ ロからホまでに掲げる場合以外の場合（当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。）	企画料金の相当する金額																																												
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって九十日目に当たる日以降に解除する場合（ハからホまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%以内																																												
ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三十日目に当たる日以降に解除する場合（ニ及びホに掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%以内																																												
ニ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日目に当たる日以降に解除する場合	旅行代金の80%以内																																												
区 分	取消料																																												
(一) 本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する受注型企画旅行契約（次項に掲げる旅行契約を除く。）																																													
イ ロからニまでに掲げる場合以外の場合（当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。）	企画料金の相当する金額																																												
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三十日目に当たる日以降に解除する場合（ハ及びニに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%以内																																												
ハ 旅行開始日の前々日以降に解除する場合（ニに掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%以内																																												
ニ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内																																												
(二) 貸切航空機を利用する募集型企画旅行契約																																													
イ ロからホまでに掲げる場合以外の場合（当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。）	企画料金の相当する金額																																												
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって九十日目に当たる日以降に解除する場合（ハからホまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%以内																																												
ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三十日目に当たる日以降に解除する場合（ニ及びホに掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%以内																																												
ニ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日目に当たる日以降に解除する場合	旅行代金の80%以内																																												

<p>(二に掲げる場合を除く。)</p> <p>ホ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三日目に当たる日以降の解除又は無連絡不参加の場合</p>	<p>旅行代金の100%以内</p>	<p>(二に掲げる場合を除く。)</p> <p>ホ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三日目に当たる日以降の解除又は無連絡不参加の場合</p>	<p>旅行代金の100%以内</p>
<p>(三) 旅行日程中に3泊以上のクルーズ日程を含む受注型企画旅行契約(次項に掲げる旅行契約を除く。)</p>			
<p>イ 口からハまでに掲げる場合以外の場合(当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。)</p>	<p>企画料金の相当する金額</p>		
<p>ロ. 日程に含まれるクルーズに係る取消料規定の取消料收受期間の起算日であるクルーズ開始日を旅行開始日と読み替えた期間内に解除する場合(ハに掲げる場合を除く)</p>	<p>① クルーズ中の泊数が当該受注型企画旅行の日程中の宿泊数(航空機内のものを除く。②において同じ。)の50%以上のもの      当該期間に対応するクルーズの取消料收受期間の区分に適用される取消料率の2分の1に相当する率以内</p> <p>② クルーズ中の泊数が当該受注型企画旅行の日程中の宿泊数の50%未満のもの      当該期間に対応するクルーズの取消料收受期間の区分に適用される取消料率の4分の1に相当する率以内</p>		
<p>ハ. 旅行開始後の解除または無連絡不参加の場合</p>	<p>旅行代金の100%以内</p>		
<p>(四) 本邦出国時及び帰国時に船舶を利用す</p>	<p>当該船舶に係る取消料の規定に</p>	<p>(三) 本邦出国時及び帰国時に船舶を利用す</p>	<p>当該船舶に係る取消料の規定に</p>

る募集型企画旅行契約	よりもす。	る募集型企画旅行契約	よりもす。
<p>備考（一）取消料の金額は、契約書面に明示します。</p> <p>（二）本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第二条第三項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。</p>		<p>備考（一）取消料の金額は、契約書面に明示します。</p> <p>（二）本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第二条第三項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。</p>	

(5) 受注型企画旅行契約の部別表第二 変更補償金

認可を希望する旅行業約款 (案)			現行の旅行業約款 (標準旅行業約款と同一内容)		
別表第二 変更補償金 (第三十条第一項関係)			別表第二 変更補償金 (第三十条第一項関係)		
変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率 (%)		変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率 (%)	
	旅行開始前	旅行開始後		旅行開始前	旅行開始後
一 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0	一 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
二 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設 (レストランを含みま	1.0	2.0	二 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設 (レストランを含みま	1.0	2.0
す。)その他の旅行の目的地の変更			す。)その他の旅行の目的地の変更		
三 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更 (変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0	2.0	三 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更 (変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0	2.0
四 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0	四 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
五 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0	五 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0

六 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0	六 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
七 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更 (当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	1.0	2.0	七 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
八 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0	八 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
<p>注一 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。</p> <p>注二 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。</p> <p>注三 第三号又は第四号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。</p> <p>注四 第四号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。</p>			<p>注一 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。</p> <p>注二 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。</p> <p>注三 第三号又は第四号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。</p> <p>注四 第四号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。</p>		

注五 第七号の宿泊機関の等級は、旅行契約締結の時点で契約書面に記載しているリスト又は当社の営業所若しくは当社のウェブページで閲覧に供しているリストによります。

注六 第四号又は第七号若しくは第八号に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取り扱います。

注五 第四号又は第七号若しくは第八号に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取り扱います。